

国立大学法人京都大学教職員懲戒規程

(平成 16 年 4 月 1 日達示第 86 号制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成 16 年達示第 70 号。以下「就業規則」という。)第 49 条の規定に基づき京都大学教員就業特例規則(平成 16 年達示第 71 号)に定めるもののほか、国立大学法人京都大学に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の懲戒等に関する事項を定めることを目的とする。

(平 22 達 18・一部改正)

(懲戒の原則)

第 2 条 懲戒処分は、総長が行う。

2 教員の懲戒処分は教育研究評議会(以下「評議会」という。)の、その他の職員の懲戒処分は人事審査委員会の審査の結果によるものでなければならない。

3 懲戒処分は、同一の規律違反行為に対して、重ねて行うことはできない。

(平 19 達 40・一部改正)

(懲戒処分の量定)

第 3 条 懲戒処分は、次に掲げる事項を総合的に考慮して量定する。

- (1) 規律違反行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 規律違反行為を行った教職員の職責及びその職責と規律違反行為との関係
- (4) 他の教職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の規律違反行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度や規律違反行為後の対応

(平 19 達 40・追加)

(審査申立て)

第 4 条 所属長は、所属する教職員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うべき事実があると認めるときは、根拠資料及び懲戒処分の量定に関する意見を添えて、総長に対して審査申立てを行う。

2 総長は、前項に定める所属長からの審査申立てがない場合でも、懲戒処分の検討が必要と認めるときは、所属長に対して、事実関係の調査を指示し報告を求めることができる。

(平 19 達 40・旧第 5 条繰上・一部改正)

(懲戒審査特別委員会)

第 5 条 評議会は、案件ごとに、懲戒審査特別委員会を設置し、審査に当たらせる。

2 懲戒審査特別委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、第 1 号の者を委員長とする。

- (1) 教員制度担当の理事
- (2) 評議員 5 名程度

3 前項第 2 号の委員は、評議会の議を経て、総長が指名する。

4 前項の指名を受けた者は、評議員の任期が到来した後も、案件の審議が終了するまで、委員の職務を行う。

(平 19 達 40・追加、平 20 達 56・一部改正)

(人事審査委員会)

第 6 条 人事審査委員会の構成その他必要な事項については、別に定める。

(平 19 達 40・追加)

(審査の手続)

第 7 条 懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会(以下第 11 条までにおいて「委員会」という。)は、審査説明書を作成し、審査を受ける者に交付する。

(平 19 達 40・旧第 6 条繰下・全改)

第 8 条 委員会は、審査を受ける者が審査説明書を受領した後 5 日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面による陳述の機会を与える。

2 前項の請求は、陳述の方法及び請求理由を記載した文書を提出することによってしなければならない。請求文書には、請求理由を示す書類及び資料を添付することができる。

3 委員会は、陳述の請求を受理したときは、口頭陳述については陳述の日時及び場所など、書面陳述については提出期日などを、当該陳述の日時又は期日の 5 日前までに、文書により、審査を受ける者に通知する。

4 審査を受ける者が、正当な理由なく、指定された日時に出頭せず、又は指定された期日までに書面を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

(平 19 達 40・追加)

第 9 条 委員会は、審査を申し立てた所属長に対して、会議への出席を求めて事実調査の内容を聴取するとともに、補充の事実調査を指示することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(平 19 達 40・追加)

第 10 条 委員会は、審査の結果につき書面を作成し、懲戒処分を要とする場合には、懲戒処分書及び処分理由書の案を添えて、教員については評議会に、その他の職員については総長に報告する。

(平 19 達 40・追加)

第 11 条 前 4 条に規定するもののほか、審査に関し必要な事項は、評議会又は委員会が定める。

(平 19 達 40・追加)

(懲戒審査特別委員会を設置しない場合)

第 12 条 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、評議会は、案件の性質により適当と認めるときは、懲戒審査特別委員会を設置しないことができる。この場合における審査の手続は、第 7 条から第 10 条までに定めるところに準じて行う。

(平 19 達 40・追加)

(懲戒処分書等の交付)

第 13 条 懲戒処分は、教職員に懲戒処分書及び処分理由書を交付して行わなければならない。

(平 19 達 40・旧第 8 条繰下・一部改正)

(懲戒処分の効力)

第 14 条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を教職員に交付したときに発生するものとする。

(平 18 達 33・一部改正、平 19 達 40・旧第 9 条繰下・一部改正)

(懲戒に相当する量定の認定)

第 15 条 第 2 条から前条までの規定は、就業規則第 48 条の 3 の規定による退職した者又は解雇された者に係る就業規則第 48 条各号の懲戒に相当する量定の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条第 1 項及び第 3 項 第 4 条第 1 項及び第 2 項 第 10 条 第 13 条 第 14 条	懲戒処分	懲戒に相当する量定の認定
第 2 条第 2 項	教員の懲戒処分	教員であった者の懲戒に相当する量定の認定
	その他の職員の懲戒処分	その他の職員であった者の懲戒に相当する量定の認定
第 3 条	懲戒処分	懲戒に相当する量定
	量定	認定
第 3 条第 3 号	規律違反行為を行った教職員の職責	退職し、又は解雇された者の当該規律違反行為を行った当時の職責
第 3 条第 6 号	日頃	在職時
第 4 条第 1 項	所属する教職員に	所属していた教職員が退職し、又は解雇された場合において、その所属期間中に
第 10 条 第 13 条 第 14 条	懲戒処分書	懲戒に相当する量定の認定書
第 10 条 第 13 条	処分理由書	認定理由書

第 12 条	第 7 条から第 10 条までに定めるところに準じて行う	評議会が定める
第 13 条 第 14 条	教職員	当該退職し、又は解雇された者

(平 22 達 18・追加)

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 16 年 3 月 31 日以前に行った国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 82 条に該当する行為に対しても適用する。
- 3 国家公務員法第 82 条の規定によりなされた懲戒処分の効力が、施行日以降においても及ぶ場合には、当該懲戒処分の種類及び程度を就業規則第 48 条に定める懲戒処分の区分とみなし、特に発令のない限り、従前の懲戒処分の種類及び程度の効力を維持するものとする。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成 20 年達示第 56 号)

この規程は、平成 20 年 11 月 11 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年達示第 18 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。